

浜の活力再生プラン
令和6～10年
(第3期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	雑賀崎地区地域水産業再生委員会
代表者名	濱田 光男（雑賀崎漁業協同組合 代表理事組合長）

再生委員会の構成員	雑賀崎漁業協同組合、和歌山市
オブザーバー	和歌山県海草振興局

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	和歌山市雑賀崎地区 底びき網漁業（46名）、一本釣り漁業（7名） 令和6年3月時点
-------------------	---

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

和歌山市雑賀崎地区は紀伊水道に面した和歌山県の北西部に位置し、主に営まれている漁業は小型機船底びき網漁業である。主な漁獲物は、ハモ・マダイ・シタビラメ類・イカ類・エビ類等で、その他には紀伊水道外域と瀬戸内海を回遊する多様な魚類を季節に応じて漁獲している。令和4年の水揚量は約128トンと10年前（273トン）の約47%、水揚金額は197.6百万円と10年前（371百万円）の約51%となっており、顕著な水揚減少が長期にわたって継続している。原因としては紀伊水道での漁獲量（資源量）の減少が最も大きく影響し、さらに魚価の低迷や燃油・資材の高騰もあり、漁家経営が苦しく、子息に漁業を継がすことがなく高齢化だけが進み、漁業許可が承継されることなく経営体数が年々減少していることも要因となっている。

本地区の特徴としては、漁港に卸売市場がなく、底びき網で漁獲した魚介類を、水揚する漁港で直接消費者等へ販売する「直接販売」が大きな特徴となっており、取組を始めて10数年が経過した現在では、地元一般消費者だけでなく、市内外の飲食店や小売店、他府県の消費者まで広く知れ渡るようになり、出漁日には新鮮な魚介類を求めて多くの来客で賑わっている。この直接販売の取組により、通常の世界出荷にかかる資材費、氷代、運送費、市場販売手数料などの諸経費が不要となり、所得の向上に繋がっている。

そのほか、所得向上の取組としては、主要対象魚種の一つであるアジアカエビについて、「紀州足赤エビ」として和海地区（当地区含む和歌山市、海南市）の漁協が連携しプラン

ド化を推進してきたことから知名度が上がり、生きたまま購入できる大型のエビは直接販売でも人気があり、高値で取引されている。

近年における懸案事項としては、資源の減少に加え、地球温暖化と黒潮大蛇行の影響から、魚類の季節的な回遊が乱れており、従来漁場になかった時期に漁獲される場合や、逆にあるべき時期にその魚種がないといった現象が頻繁にみられ、漁獲の不安定さが増し、漁業者からの不安な声が増大している。

(2) その他の関連する現状等

雑賀崎地区は漁港を見下ろす斜面に民家が建ち並び、その風景から「日本のアマルフィ」とも呼ばれ、岬の断崖の地形と小さな島もあり、瀬戸内海国立公園の指定特別地域となっている。人口は1,106人（2020年国勢調査）で10年前より約25%減少しており、市内全域と比較しても人口減少が顕著に表れている地域であり、特に高齢化率も高く、空き家も増加している。一方、漁港での直接販売の知名度向上もあり、漁港へ来訪する人も増加し、空き家を活用した地域交流施設や来訪者向けの飲食施設もいくつかでき、閉塞的な漁村から都市との交流が図られる地域へと動き出している。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

地域の現状を踏まえた活性化の取組方針として、以下の取組を行う。

1. 漁業収入向上のための取組

○販路拡大、付加価値の向上及び消費拡大

- ①漁業者から一般消費者等への直接販売（マダイ、アジ類、イカ類等）を継続・推進し、単価向上を図る。
- ②漁協によるハモ及びアジアカエビの集荷販売を実施し、市場での取引単価向上を図る。
- ③「紀州足赤エビ」のブランド価値向上に努め、単価向上を図る。

○水産資源の維持・増大

- ①資源管理協定の遵守等により水産資源の維持・増大を図る。
- ②掃海事業の実施による漁場環境改善を図り、水産資源の維持・増大を図る。
- ③漁獲対象魚種の種苗放流を実施し、水産資源の維持・増大を図る。

2. 漁業コスト削減のための取組

- ①船底清掃、減速航行等による省燃油活動を実践し、燃費の向上を図る。
- ②省エネ機器の導入により燃油使用量の削減を図る。
- ③資源管理協定や漁況に応じた休漁日の設定により燃油使用量の削減を図る。
- ④燃油高騰対策として漁業経営セーフティーネット構築事業に加入し、経営の安定化を図る。

3. 漁村の活性化のための取組

- ①漁港における直接販売の推進により、地区外との交流機会の創出や、地元消費の促進を図る。
- ②一部の漁業者による漁業体験構想の実現による漁村活性化を図る。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- ・和歌山県漁業調整規則（許可の制限）
- ・資源管理協定（定期休漁日の設定等）

(4) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1 年目（令和 6 年度） 所得向上率（基準年比）12.4%

漁業収入向上 のための取組	○販路拡大・付加価値の向上及び消費拡大 ①漁業者から消費者への直接販売の推進 底びき網漁業者は、取り組んでいる漁港での直接販売（マダイ、アジ類、イカ類等）をさらに継続・推進し、より多くの一般消費者や飲食店・
------------------	---

	小売業者等に周知され、販売高を拡大させることで、所得向上に繋げる。さらにこの取組により、消費者等との直接やりとりをする中で鮮度保持や魚種選択など、相対的に雑賀崎の魚の質があがり、全体的な水揚げ金額の向上へも繋げていく。 ②漁協によるハモ及びアシアカエビの集荷販売 漁協は、底びき網のハモ及びアシアカエビについて、市場での価格が高い活魚での取引とするため、漁業者から２種を集荷し、漁協あるいは業者の車を手配し、市場出荷を行う。その際は、和歌山市や大阪市等の中央卸売市場の取引価格の動向を見ながら出荷先を決め、漁業者の水揚げ金額の向上を図る。 ③「紀州足赤エビ」ブランドの推進 底びき網漁業者は、和歌山地区の漁協で取り組んだ「紀州足赤エビ」のブランドについて、地元消費者に広く認知され、直接販売でも安定・高値で取引されるようになりブランドとして一定の評価を得ており、引き続き水揚げ後の丁寧な取扱いの徹底等により、ブランド価値の維持に努めるとともに、資源管理協定の遵守等により資源の維持を図る。 ○水産資源の維持・増大 ①資源管理協定の遵守等による水産資源の維持・増大 底びき網漁業者は、資源管理協定による週２回の定期休漁に加え、漁獲状況等に応じた不定期な休漁を示し合わせて実施し、資源の維持・増大を図る。 ②掃海事業の実施による漁場環境改善 底びき網漁業者は、漁場の掃海事業を実施し、紀ノ川等から流入する海底堆積物等を除去することで漁場環境の保全及び改善に努め、漁獲量の増加を図る。 ③漁獲対象魚種の種苗放流 漁協及び漁業者は、和歌山市の協力のもと、ヒラメ、イサキ及び新規魚種のキジハタ等の種苗放流を行い、資源の維持・増大を図る。
漁業コスト削減のための取組	①省燃油活動による燃費の向上 漁業者は、定期的な船底清掃をはじめ、作業時間の短縮、漁港と漁場間の減速航行等を行い、燃油使用量を削減する。 ②省エネ機器の導入による燃油使用量の削減 一部の漁業者は、省エネ機器の導入を行い、燃油使用量を削減する。 ③休漁日の設定による燃油使用量の削減 漁業者は、資源管理協定の定期休漁や漁模様に応じた漁業者同士の取

	り決めによる休漁日を遵守し、燃油使用量を削減する。 ④漁業経営セーフティーネット構築事業への加入 漁業者は、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入し、燃油高騰による所得減少の緩和対策を行い、漁協は組合員への漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。
漁村の活性化のための取組	① 直接販売の推進による地域外との交流機会創出と地元消費促進 漁業者による直接販売の推進により、地区内外の交流機会を創出し、飲食施設や漁家民泊施設が出来ることで地域活性化を図るとともに、雑賀崎の魚介類を扱う飲食店や小売店が地区内外で増え、地元消費を促進する。 ②漁業体験による漁村活性化 一部の漁業者は、底びき網漁船を用いての漁業体験構想の実現に向け、先進地の情報など入手する。
活用する支援措置等	つくり育て管理する漁業推進事業（市） 水域環境保全創造事業（国） ALPS処理水関連支援事業（国） 漁業経営セーフティーネット構築事業（国） 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）

2年目（令和7年度） 所得向上率（基準年比）13.5%

漁業収入向上のための取組	○販路拡大・付加価値の向上及び消費拡大 ①漁業者から消費者への直接販売の推進 底びき網漁業者は、取り組んでいる漁港での直接販売（マダイ、アジ類、イカ類等）をさらに継続・推進し、より多くの一般消費者や飲食店・小売業者等に周知され、販売高を拡大させることで、所得向上に繋げる。さらにこの取組により、消費者等との直接やりとりをする中で鮮度保持や魚種選択など、相対的に雑賀崎の魚の質があがり、全体的な水揚げ金額の向上へも繋げていく。 ②漁協によるハモ及びアジアカエビの集荷販売 漁協は、底びき網のハモ及びアジアカエビについて、市場での価格が高い活魚での取引とするため、漁業者から2種を集荷し、漁協あるいは業者の車を手配し、市場出荷を行う。その際は、和歌山市や大阪市等の中央卸売市場の取引価格の動向を見ながら出荷先を決め、漁業者の水揚げ金額の向上を図る。 ③「紀州足赤エビ」ブランドの推進 底びき網漁業者は、和歌山地区の漁協で取り組んだ「紀州足赤エビ」の
--------------	---

	ブランドについて、引き続き水揚げ後の丁寧な取扱いの徹底等により、ブランド価値の維持に努めるとともに、資源管理協定の遵守等により資源の維持を図る。 ○水産資源の維持・増大 ①資源管理協定の遵守等による水産資源の維持・増大 底びき網漁業者は、資源管理協定による週2回の定期休漁に加え、漁獲状況等に応じた不定期な休漁を示し合わせて実施し、資源の維持・増大を図る。 ②掃海事業の実施による漁場環境改善 底びき網漁業者は、漁場の掃海事業を実施し、紀ノ川等から流入する海底堆積物等を除去することで漁場環境の保全及び改善に努め、漁獲量の増加を図る。 ③漁獲対象魚種の種苗放流 漁協及び漁業者は、和歌山市の協力のもと、ヒラメ、イサキ及びキジハタ等の種苗放流を行い、資源の維持・増大を図る。
漁業コスト削減のための取組	①省燃油活動による燃費の向上 漁業者は、定期的な船底清掃をはじめ、作業時間の短縮、漁港と漁場間の減速航行等を行い、燃油使用量を削減する。 ②省エネ機器の導入による燃油使用量の削減 一部の漁業者は、省エネ機器の導入を行い、燃油使用量を削減する。 ③休漁日の設定による燃油使用量の削減 漁業者は、資源管理協定の定期休漁や漁模様に応じた漁業者同士の取り決めによる休漁日を遵守し、燃油使用量を削減する。 ④漁業経営セーフティーネット構築事業への加入 漁業者は、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入し、燃油高騰による所得減少の緩和対策を行い、漁協は組合員への漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。
漁村の活性化のための取組	① 直接販売の推進による地域外との交流機会創出と地元消費促進 漁業者による直接販売の推進により、地区内外の交流機会を創出し、飲食施設や漁家民泊施設が出来ることで地域活性化を図るとともに、雑賀崎の魚介類を扱う飲食店や小売店が地区内外で増え、地元消費を促進する。 ②漁業体験による漁村活性化 一部の漁業者は、漁業体験構想について引き続き先進地の情報入手や実施にあたっての課題整理等を行う。

活用する支援措置等	つくり育て管理する漁業推進事業（市） 水域環境保全創造事業（国） ALPS処理水関連支援事業（国） 漁業経営セーフティーネット構築事業（国） 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）
-----------	--

3年目（令和8年度） 所得向上率（基準年比）14.5%

漁業収入向上のための取組	○販路拡大・付加価値の向上及び消費拡大 ①漁業者から消費者への直接販売の推進 底びき網漁業者は、取り組んでいる漁港での直接販売（マダイ、アジ類、イカ類等）をさらに継続・推進し、より多くの一般消費者や飲食店・小売業者等に周知され、販売高を拡大させることで、所得向上に繋げる。さらにこの取組により、消費者等との直接やりとりをする中で鮮度保持や魚種選択など、相対的に雑賀崎の魚の質があがり、全体的な水揚げ金額の向上へも繋げていく。 ②漁協によるハモ及びアシアカエビの集荷販売 漁協は、底びき網のハモ及びアシアカエビについて、市場での価格が高い活魚での取引とするため、漁業者から2種を集荷し、漁協あるいは業者の車を手配し、市場出荷を行う。その際は、和歌山市や大阪市等の中央卸売市場の取引価格の動向を見ながら出荷先を決め、漁業者の水揚げ金額の向上に図る。 ③「紀州足赤エビ」ブランドの推進 底びき網漁業者は、和海地区の漁協で取り組んだ「紀州足赤エビ」のブランドについて、引き続き水揚げ後の丁寧な取扱いの徹底等により、ブランド価値の維持に努めるとともに、資源管理協定の遵守等により資源の維持を図る。 ○水産資源の維持・増大 ①資源管理協定の遵守等による水産資源の維持・増大 底びき網漁業者は、資源管理協定による週2回の定期休漁に加え、漁獲状況等に応じた不定期な休漁を示し合わせて実施し、資源の維持・増大を図る。 ②掃海事業の実施による漁場環境改善 底びき網漁業者は、漁場の掃海事業を実施し、紀ノ川等から流入する海底堆積物等を除去することで漁場環境の保全及び改善に努め、漁獲量の増加を図る。
--------------	--

	③漁獲対象魚種の種苗放流 漁協及び漁業者は、和歌山市の協力のもと、ヒラメ、イサキ及びキジハタ等の種苗放流を行い、資源の維持・増大を図る。
漁業コスト削減のための取組	①省燃油活動による燃費の向上 漁業者は、定期的な船底清掃をはじめ、作業時間の短縮、漁港と漁場間の減速航行等を行い、燃油使用量を削減する。 ②省エネ機器の導入による燃油使用量の削減 一部の漁業者は、省エネ機器の導入を行い、燃油使用量を削減する。 ③休漁日の設定による燃油使用量の削減 漁業者は、資源管理協定の定期休漁や漁模様に応じた漁業者同士の取り決めによる休漁日を遵守し、燃油使用量を削減する。 ④漁業経営セーフティーネット構築事業への加入 漁業者は、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入し、燃油高騰による所得減少の緩和対策を行い、漁協は組合員への漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。
漁村の活性化のための取組	① 直接販売の推進による地域外との交流機会創出と地元消費促進 漁業者による直接販売の推進により、地区内外の交流機会を創出し、飲食施設や漁家民泊施設が出来ることで地域活性化を図るとともに、雑賀崎の魚介類を扱う飲食店や小売店が地区内外で増え、地元消費を促進する。 ②漁業体験による漁村活性化 一部の漁業者は、漁業体験構想の実現に向け、漁協組合員との調整を図る。
活用する支援措置等	つくり育て管理する漁業推進事業（市） 水域環境保全創造事業（国） ALPS処理水関連支援事業（国） 漁業経営セーフティーネット構築事業（国） 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）

4年目（令和8年度） 所得向上率（基準年比）15.5%

漁業収入向上のための取組	○販路拡大・付加価値の向上及び消費拡大 ①漁業者から消費者への直接販売の推進 底びき網漁業者は、取り組んでいる漁港での直接販売（マダイ、アジ類、イカ類等）をさらに継続・推進し、より多くの一般消費者や飲食店・小売業者等に周知され、販売高を拡大させることで、所得向上に繋げる。さらにこの取組により、消費者等との直接やりとりをする中で鮮度保持
--------------	---

	や魚種選択など、相対的に雑賀崎の魚の質があがり、全体的な水揚げ金額の向上へも繋げていく。 ②漁協によるハモ及びアシアカエビの集荷販売 漁協は、底びき網のハモ及びアシアカエビについて、市場での価格が高い活魚での取引とするため、漁業者から２種を集荷し、漁協あるいは業者の車を手配し、市場出荷を行う。その際は、和歌山市や大阪市等の中央卸売市場の取引価格の動向を見ながら出荷先を決め、漁業者の水揚げ金額の向上に図る。 ③「紀州足赤エビ」ブランドの推進 底びき網漁業者は、和歌地区の漁協で取り組んだ「紀州足赤エビ」のブランドについて、引き続き水揚げ後の丁寧な取扱いの徹底等により、ブランド価値の維持に努めるとともに、資源管理協定の遵守等により資源の維持を図る。 ○水産資源の維持・増大 ①資源管理協定の遵守等による水産資源の維持・増大 底びき網漁業者は、資源管理協定による週２回の定期休漁に加え、漁獲状況等に応じた不定期な休漁を示し合わせて実施し、資源の維持・増大を図る。 ②掃海事業の実施による漁場環境改善 底びき網漁業者は、漁場の掃海事業を実施し、紀ノ川等から流入する海底堆積物等を除去することで漁場環境の保全及び改善に努め、漁獲量の増加を図る。 ③漁獲対象魚種の種苗放流 漁協及び漁業者は、和歌山市の協力のもと、ヒラメ、イサキ及びキジハタ等の種苗放流を行い、資源の維持・増大を図る。
漁業コスト削減のための取組	①省燃油活動による燃費の向上 漁業者は、定期的な船底清掃をはじめ、作業時間の短縮、漁港と漁場間の減速航行等を行い、燃油使用量を削減する。 ②省エネ機器の導入による燃油使用量の削減 一部の漁業者は、省エネ機器の導入を行い、燃油使用量を削減する。 ③休漁日の設定による燃油使用量の削減 漁業者は、資源管理協定の定期休漁や漁模様に応じた漁業者同士の取り決めによる休漁日を遵守し、燃油使用量を削減する。 ④漁業経営セーフティーネット構築事業への加入 漁業者は、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入し、燃油高騰

	による所得減少の緩和対策を行い、漁協は組合員への漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。
漁村の活性化のための取組	① 直接販売の推進による地域外との交流機会創出と地元消費促進 漁業者による直接販売の推進により、地区内外の交流機会を創出し、飲食施設や漁家民泊施設が出来ることで地域活性化を図るとともに、雑賀崎の魚介類を扱う飲食店や小売店が地区内外で増え、地元消費を促進する。 ②漁業体験による漁村活性化 一部の漁業者は、漁業体験構想の実現に向け、漁協組合員との調整を図り、必要な準備を行う。
活用する支援措置等	つくり育て管理する漁業推進事業（市） 水域環境保全創造事業（国） ALPS処理水関連支援事業（国） 漁業経営セーフティネット構築事業（国） 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）

5年目（令和10年度） 所得向上率（基準年比）16.6%

漁業収入向上のための取組	○販路拡大・付加価値の向上及び消費拡大 ①漁業者から消費者への直接販売の推進 全底びき網漁業者が取り組んでいる漁港での直接販売（マダイ、アジ類、イカ類等）について、さらに継続・推進し、より多くの一般消費者や飲食店・小売業者等に周知され、販売高を拡大させることで、所得向上に繋げる。さらにこの取組により、消費者等との直接やりとりをする中で鮮度保持や魚種選択など、相対的に雑賀崎の魚の質があがり、全体的な水揚金額の向上へも繋げていく。 ②漁協によるハモ及びアシアカエビの集荷販売 漁協は、底びき網のハモ及びアシアカエビについて、市場での価格が高い活魚での取引とするため、漁業者から2種を集荷し、漁協あるいは業者の車を手配し、市場出荷を行う。その際は、和歌山市や大阪市等の中央卸売市場の取引価格の動向を見ながら出荷先を決め、漁業者の水揚金額の向上を図る。 ③「紀州足赤エビ」ブランドの推進 底びき網漁業者は、和歌山地区の漁協で取り組んだ「紀州足赤エビ」のブランドについて、引き続き水揚げ後の丁寧な取扱いの徹底等により、ブランド価値の維持に努めるとともに、資源管理協定の遵守等により資源の維持を図る。
--------------	---

	○水産資源の維持・増大 ①資源管理協定の遵守等による水産資源の維持・増大 底びき網漁業者は、資源管理協定による週2回の定期休漁に加え、漁獲状況等に応じた不規則な休漁を示し合わせて実施し、資源の維持・増大を図る。 ②掃海事業の実施による漁場環境改善 底びき網漁業者は、漁場の掃海事業を実施し、紀ノ川等から流入する海底堆積物等を除去することで漁場環境の保全及び改善に努め、漁獲量の増加を図る。 ③漁獲対象魚種の種苗放流 漁協及び漁業者は、和歌山市の協力のもと、ヒラメ、イサキ及びキジハタ等の種苗放流を行い、資源の維持・増大を図る。
漁業コスト削減のための取組	①省燃油活動による燃費の向上 漁業者は、定期的な船底清掃をはじめ、作業時間の短縮、漁港と漁場間の減速航行等を行い、燃油使用量を削減する。 ②省エネ機器の導入による燃油使用量の削減 一部の漁業者は、省エネ機器の導入を行い、燃油使用量を削減する。 ③休漁日の設定による燃油使用量の削減 漁業者は、資源管理協定の定期休漁や漁模様に応じた漁業者同士の取り決めによる休漁日を遵守し、燃油使用量を削減する。 ④漁業経営セーフティーネット構築事業への加入 漁業者は、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入し、燃油高騰による所得減少の緩和対策を行い、漁協は組合員への漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進する。
漁村の活性化のための取組	① 直接販売の推進による地域外との交流機会創出と地元消費促進 漁業者による直接販売の推進により、地区内外の交流機会を創出し、飲食施設や漁家民泊施設が出来ることで地域活性化を図るとともに、雑賀崎の魚介類を扱う飲食店や小売店が地区内外で増え、地元消費を促進する。 ②漁業体験による漁村活性化 一部の漁業者は、漁業体験構想の実現に向け、漁協組合員との調整を図り、必要な準備を行う。
活用する支援措置等	つくり育て管理する漁業推進事業（市） 水域環境保全創造事業（国） ALPS処理水関連支援事業（国）

	漁業経営セーフティネット構築事業（国） 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）
--	---

（５）関係機関との連携

和歌山県漁業協同組合連合会が事業として実施するアジアカエビの買取・販売にあたり、漁協が優先的に必要量を確保するなど積極的に協力し、販売拡大に寄与することで、ブランド力の強化を図る。
--

（６）取組の評価・分析の方法・実施体制

取組の評価は、毎年３月に漁協より提出される事業報告の金額をチェックし、本委員会において評価を行う。

４ 目標

（１）所得目標

漁業者の所得の向上 10%以上		

（２）上記の算出方法及びその妥当性

Empty box for calculation method and validity

(3) 所得目標以外の成果目標

アジアカエビの単価向上 (5%向上)	基準年	平成30年度～ 令和4年度 5中3平均：	2,940	円/kg (単位)
	目標年	令和10年度：	3,087	円/kg (単位)

水揚額全体に占める直接販売額の割合(5%向上)	基準年	平成30年度～ 令和4年度 5中3平均：	22.6	% (単位)
	目標年	令和10年度：	27.6	% (単位)

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

所得目標の構成要素のうち、所得向上に貢献する取組の成果目標として、アジアカエビの単価向上を選定した。これは、「紀州足赤えび」ブランドの推進を始め、漁港での直接販売や漁協による集荷・出荷により総合的に価値向上を目指して取り組んでおり、指標として妥当であると判断した。 基準年の数値は、直近5ヶ年のうち5中3の単価の平均値とした。 目標としては毎年1%ずつ向上させ、5年後に5%向上を目標値とした。 漁村活性化に係る所得目標以外の成果目標として、水揚金額全体のうち直接販売の金額が占める割合をサブ指標とした。これは、漁村活性化のための取組①及び②の直接的な要因となる漁港での直接販売について、その割合が増加させることは漁港への来訪者が増え、漁村活性化に繋がるということで指標として妥当であると判断した。 基準年の数値は、直近5ヶ年のうち5中3の割合の平均値とした。 目標としては、毎年1%ずつの増加を目標値とした。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
つくり育て管理する漁業推進事業(市)	中間育成した重要魚種を放流し、資源の維持・増大を図る。

水域環境保全創造事業 （国）	掃海で海底蓄積物を除去することにより、漁獲量の増加を図り、漁業所得を確保する。
ALPS処理水関連支援事業（国）	船底清掃による省燃油活動や海浜清掃による漁場環境改善を図り、漁業所得を向上させる。
漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃油の高騰対策として加入し、経営の安定化を図る。
競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）	漁獲効率向上あるいは省燃油の推進機関を導入し、漁業所得の向上あるいは経費の削減を図る。